

北区災害廃棄物処理計画（案）のパブリックコメント実施結果

1 パブリックコメント実施概要

- (1) 意見募集期間 令和6年12月10日（火）～令和7年1月15日（水）
- (2) 意見提出者 2人（ホームページからの提出：2人）
- (3) 意見総数 53件 ※類似の意見はまとめています。
- (4) 周知方法 北区ニュース（令和6年12月10日号）、リサイクル清掃課、北区清掃事務所、滝野川清掃庁舎、浮間清掃事業所、エコー広場館、区政資料室、地域振興室、図書館、北区環境ポータルサイト及び北区ホームページ

2 意見要旨及び意見に対する区の考え方

(1) 目次

No	意見要旨	件数	区の考え方
1	右上（左上）にある「第1節 目的」という記載は不要と思う。	1	いただいた意見を踏まえ、記載内容を修正いたします。

(2) 第1章 総則 第3節 計画の対象

No	意見要旨	件数	区の考え方
2	出典元の「災害廃棄物対策情報サイト」では、災害廃棄物の種類はかなり細かく区分されている。広域処理が行われると分別基準も変わってくるため、ここでは特別区基準でまとめずに、災害廃棄物対策情報サイトの区分のまま引用した方がよい。	1	環境省「災害廃棄物対策指針」では、「地域防災計画等で想定する災害及び被害を踏まえ、地方公共団体は災害廃棄物処理計画を策定する。」と記載がされています。そのため、区が令和5年度に改定した「東京都北区地域防災計画（震災対策編・風水害対策編）」に則り、本計画では地震災害・風水害を対象の災害としております。
3	北区では、荒川氾濫時の河川区域からの土砂、特に堤防が決壊した場合は堤防の土砂が出ることになるため、土砂の扱いについて記載が必要。	2	自然災害には様々なものがあるため、対象とする災害については、国・都の動向を見つつ、引き続き研究を行ってまいります。
4	p3 の「1 対象とする災害」について。隕石の落下や蝗害は本計画の対象外であると解釈できる記載になっている。このような事象が北区において発生することは非常にまれであるとしても、そ	1	なお、対象災害に起因した土砂崩れについては、それに伴い発生した廃棄物も災害廃棄物として本計画中に記載をしております（本編 P.4）。

	の稀な事象にそなえるための計画なのであるから、わざわざ地震災害や風水害に対象を限定する必要はないと思う。		
5	p3 の「2 対象とする廃棄物」について。現在の記載であると、土砂崩れで発生した土砂や樹木、河川の上流から流れてきた流木などが含まれないことになると思われる。これらも含むと解釈できる記載に改めるべき。	1	
6	p4 の廃棄物の区分について。畳は、水害を想定すると大量に搬入されることが想定されるし、比較的積み上げやすいので専用スペースを設ける理由があると思う。ただ、「布団」は別扱いする必要はないのでは。「布団」と書いてしまうと、マットレスは？毛布は？カーペットは？となり対応が複雑化する恐れがある。	1	廃棄物の処理にあたっては、「第5節 災害廃棄物処理の基本的な考え方」（本編 P. 12）に記載しておりますとおり、共同処理及び関係機関との連携が不可欠であるため、本計画の廃棄物の区分については、環境省の災害廃棄物対策情報サイトにおける区分を例示として参考に記載をしております。土砂についても不燃物、不燃系混合物の欄に記載をしております。なお、P. 4 上段の文言については、わかりやすいように以下のとおり修正をさせていただきます。 【修正内容】 P4～5 の表について「表 1-2 性質・性状によるがれき・片付けごみの区分（参考）」とし、以降の表番号も合わせて修正

（3）第1章 総則 第6章 災害廃棄物の流れ

No	意見要旨	件数	区の考え方
7	p13 の図 1-2 と p16 の図 1-5 は内容が重複しているので統一するべき。	1	いただいた意見を踏まえ、記載内容を修正いたします。
8	p15、図表の右下の「都」の部分。「最終処分」だと思われるが「分」が消えている。	1	いただいた意見を踏まえ、記載内容を修正いたします。
9	p21＜風水害＞には「災害ボランティアセンターを通じて災害ボランティアの支援を依頼する」とあるが、p17 の地震災害にも記載するべき。	1	いただいた意見を踏まえ、記載内容を修正いたします。
10	p17, 18 1 本計画で想定している災害では広域処理は不可避とな	1	本編 P. 12 における本計画の基本方針において、「（7）共同処理及び関係

	るため、広域処理を前提として欲しい。		機関との連携」を掲げております。広域処理を行う場合については、本編 P. 90 に記載をしております。
--	--------------------	--	---

(4) 第2章 災害廃棄物対策 第1節 平常時

No	意見要旨	件数	区の考え方
11	p24 の表、「広報」と「許認可」の間に「、」が抜けていると思う。	1	いただいた意見を踏まえ、記載内容を修正いたします。
12	p30-31 の表、1 項目しかないセルについて、(1)を付けている箇所と付けていない箇所があるので統一するべき。	1	いただいた意見を踏まえ、記載内容を修正いたします。
13	p46-の地区集積所について。p46 では「区立公園等を中心に候補地を検討」となっているのに対し、p48 では「区立公園、民間の所有するオープンスペース及び国・都有地も含め検討」となっており、記載が異なっている。p48 の記載の方が適切であるので、p46 の基本方針の部分でも、区立公園のみならず都有地や民有地も地区集積所になり得ることを明記するべき。	1	いただいた意見を踏まえ、以下のとおり記載内容を修正いたします。 【修正内容】 P. 46 下段「①被害の大きい地域の区立公園、民間の所有するオープンスペース及び国・都有地も含め、候補地を検討する。」
14	p46-の地区集積所について。p48 の記載からは、区有地のみならず都営団地や UR 団地敷地内も地区集積所となりえることが読み取れ、このような対応は適切であると思う。というのも、大規模災害で仮に都営団地が崩壊した場合、地区集積所としてふさわしいのは北区が管理する区立公園ではなく、都が管理する都営団地内のスペースであるからである。	1	発災時には多様な主体と連携を図り、円滑かつ迅速な廃棄物処理を行うことができるよう努めてまいります。
15	p46-の地区集積所について。発災 1 日後から必要となる場所であり、発災してから場所を検討していたのでは間に合わない。緊急時には北区の判断のみで都有地等を地区集積所として活用することができることなどを事前に都や UR などと契約しておくべき。	1	本編 P. 48 に記載のとおり、地区集積所については、平常時より、被害の大きい地域の区立公園、民間の所有するオープンスペース及び国・都有地も含め、候補地を検討し、必要に応じて所有者との協定締結を検討してまいります。
16	p46-の地区集積所について。発災 1 日後から必要となる場所であり、発災してから場所を検討していたのでは間に合わないから、	3	仮置場については、本編 P. 46, 53 に記載のとおり、平時より候補地をあらかじめ検討いたします。そのうえで、発災後に全体の被災状況等から判断

	事前に場所を指定・公表しするべき。また、平常時から、「この場所は大規模災害発生時にがれきや災害ごみ等を集積する一時保管場所になります」といった掲示をしておく必要があるため、本計画に、「区民誰にとっても自宅の隣にごみ集積地ができる可能性がある」ことを明記するべき。		し、設置場所を決定してまいります。
17	上記の点について、都営団地やUR敷地内のスペースも地区集積所になりえるのだから、都営団地やUR敷地内のスペースにも上記と同様の掲示をするべき。	1	
18	p47 では地区集積所の必要面積計算時に地区集積所の受入期間を1年として計算しているが、その他の記載では地区集積所は1日後～1ヵ月と記載されている。地区集積所を1ヵ月で閉鎖するのは現実的に無理で、最初から1年程度と記載するのが妥当である。	1	区内に設置する地区集積所については、各地域における災害廃棄物発生量や処理・処分の状況、他用途での土地活用状況等に応じて設置期間も変わってくるため、現行の記載のままとし、被害状況及び設置後の災害廃棄物の搬入状況を踏まえ、設置期間を検討してまいります。
19	地区集積所や一次仮置場の必要面積について。本文中では、過去の大規模災害事例を基に一定の条件を置いて必要面積を計算している。他方、資料部分では別の推計式を使って算出している。これはどのように理解したらよいのか。	1	資料編では予想される災害廃棄物の総発生量に基づき延べ面積を記載しております。 しかし発災後の災害廃棄物は一度にすべてが排出されるわけではなく、仮置場からは処理・処分のために搬出されていく廃棄物もあります。 そのため、本編では上記の延べ面積に加え、過去の災害事例におけるデータに基づき、実際に置き場所として必要となる面積の推移も合わせて記載をしております。
20	p48「粗大ごみ手数料の有無を事前に検討する」と記載されているが、災害廃棄物は粗大ごみに相当する家財が大変多く、災害で使えなくなりやむなく手放すという状況に対し手数料をかけることは考えられない。災害廃棄物を地区集積所で受け入れる場合は当然無料とすべきで、「粗大ごみ手数料は不要とする」と記載すべきである。	1	「東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則」第49条第1項第1号で、地震等の天災その他大規模な災害を受けた者は、廃棄物処理手数料を免除する旨定めていることと、同規則第50条で減免申請手続について定めていることから、「粗大ごみ手数料減免の申請手続き方法について事前に検討する」と記載内容を修正いたします。
21	リチウムイオン電池の危険性について書かれているが、火災の危険性があるのはこれに限らないし、火災以外の観点でも危険なも	1	いただいた意見を踏まえ、以下のとおり記載内容を修正いたします。 【修正内容】

	のは多数ある（刃物、エアコンや除湿器のフロンなど）。個別に書いていくときりがない。地区集積所でそこまで個別の対応を求めることは現実的ではないと思う。		リチウムイオン電池使用製品等、廃棄物処理の過程において発熱・発火等のおそれがある製品については、取り扱いに十分注意する。
22	p52 の文章。「一次仮置場面積は 18 カ月目まで～て必要面積は徐々に小さくなる。」との部分に若干違和感あり。「一次仮置場必要面積は 18 カ月目でピークの 285,600 平方メートルとなり、その後は 19 カ月目で 147,100 平方メートル、25 カ月目で 80,700 平方メートル、31 カ月目で 30,800 平方メートルと、～」と修正するべき。	1	いただいた意見を踏まえ、以下のとおり記載内容を修正いたします。 【修正内容】 一次仮置場面積は 18 カ月目までで最大 285,600 m ² （8 カ月目）、19～24 カ月目では最大 147,100 m ² （19 カ月目）、25～30 カ月目では最大 80,700 m ² （25 カ月目）、31～36 カ月目までは最大 30,800 m ² （31 カ月目）と、処理が～
23	土砂が最も出るのは、p53 に記載されている液状化よりも荒川氾濫時で、特に堤防が決壊した場合は堤防の土砂が流入することになる。水害土砂についても追記して頂きたい。	1	いただいた意見を踏まえ、以下のとおり記載内容を修正いたします。 【修正内容】 災害により発生した土砂の処理について～
24	p55 の分別基準は特別区の基準であるが、広域処理を行う場合、受入れ先の基準に従った分別が必要となるため、その旨を記載しておく必要がある。	1	いただいた意見を踏まえ、以下の内容を追記いたします。 【追記内容】 ※広域処理を行う場合は、受入れ先の基準に従った分別を行う。
25	p59、バキューム車の必要台数が「約〇台」となっているのに対し、平ボディー車は「約」を付けずに「〇台」としているので統一するべき。	1	いただいた意見を踏まえ、記載内容を修正いたします。
26	p67 の地区集積所の記載について、「開設場所に可能な限り地域的な偏りが生じないよう」とあるが、資 22-25 によれば、地域により廃棄物発生量には著しい差があると読み取れる。廃棄物発生量には地域的な偏りがあるのにそれを集積する地区集積所は地域的な偏りが生じないようにするということは、廃棄物発生量の多い地区で発生した廃棄物を、発生量の少ない地区に開設した地区集積所にも集めることを意味するため、「廃棄物発生量の多い地区で発生した廃棄物を、発生量の少ない地域に開設した地区集積所に集める場合もありえる」旨をこの計画に明記するべき。	1	本文中に記載しておりました「地域的な偏りが生じないようにする」とは、発生量に応じて各地域に地区集積所を設置するという意図で記載したものでしたが、意図が伝わりにくい表現であったことから、いただいた意見を踏まえ、以下のとおり記載方法を修正いたします。 【修正内容】 開設の際は、可能な限り各地域の廃棄物発生量に応じた対応を行うとともに、地区集積所の設置・運用についても柔軟に対応ができるよう工夫することを視野に入れて、幅広く候補地を検討する。

(5) 第2章 災害廃棄物対策 第2節 初動期（発災後約1カ月まで）

No	意見要旨	件数	区の考え方
27	住民や災害ボランティアへの広報（平時・災害時）の雛形や災害時の廃棄物に関する広報を発災時にどこに掲示するか、記載をしてほしい。	2	区民の皆様やボランティアの方々への周知内容・周知方法については、本編 P. 85, 86 に一例として記載しております。具体的な広報のひな形等については、いただいた意見を踏まえ、次年度改定予定の北区災害廃棄物処理実施マニュアルで検討を行ってまいります。
28	環境省災害廃棄物対策指針の技術資料 12 の中で、「災害ボランティアが災害廃棄物の分別・排出等に関して困ったこと」の上位3位は以下の通り記載されている。 ・1位 災害時にどこまで分別すればよいか分からなかった ・2位 集積所（ごみステーション）と仮置場の違い（用語の定義）がよく分からなかった ・3位 どこに土砂を出せばよいか分からなかった これらを念頭に置いた計画の見直しをお願いしたい。	1	
29	図 2-6 では「区民やボランティアへの周知」が地区集積所設置後の1回入っているが、周知は地区集積所設置後は、区民やボランティアが活動している期間中常に必要である。日常的な情報提供を行うことがわかるような図にして頂きたい。	1	いただいた意見を踏まえ、以下のとおり記載内容を修正いたします。 【修正内容】 区民やボランティアへの周知の開始（以後継続的に実施）
30	p66、「なお、道路上の許可工作物は、速やかに事業者等へ連絡のうえ処理方法について協議を行う。」とあるが、この計画を活用するような事態において、「連絡して協議」する余裕はないはずなので、北区の判断で撤去できるような仕組みを事前に整えておくべき。また、“無許可”工作物においても北区が北区自身の判断で速やかに撤去する旨の記載が必要。	1	発災時における道路啓開の実施にあたっては、関連法令に則り、道路の被害状況に応じ、緊急通行車両の通行の妨害となり災害応急対策に著しい支障を来す恐れのある車両やその他の物件について、道路管理者として適切な措置を講じてまいります。 なお、上記の対応方針を踏まえ、記載内容については本文から削除いたします。
31	p73 「土砂専用の仮置場の設置や土壌調査については、事前に土木部と協議を行っておく」とあるが、水害の場合は一時仮置場と土砂仮置場を同時に設置する旨を明記すべきである。	1	一次仮置場と土砂仮置場の設置時期等につきましては、発災後に全体の被災状況等から判断し、対応を決定してまいります。

32	p85～86 「ボランティアに対する広報」の項目に、地区集積所や一次仮置場のレイアウトを含めてほしい。	1	いただいた意見を踏まえ、記載内容を修正いたします。
33	p85～86 【初動期の広報の内容（例）】に例示されているほぼすべての情報は、ボランティアにとっても必要である。	1	いただいた意見を踏まえ、【初動期の広報の内容（例）】を「①区民に対する広報」と「②ボランティアに対する広報」の2つに分けたうえで、「ボランティアに対する広報」の下に「①に加え、」という一文を追記いたします。
34	p85～86 【周知方法（例）】に災害ボランティアセンターでの説明（オリエンテーション）を追加して頂きたい。	1	いただいた意見を踏まえ、以下の内容を追記いたします。 【追記内容】 ・災害ボランティアセンターでの周知

（6）第2章 災害廃棄物対策 第4節 復旧期（おおよそ3年まで）

No	意見要旨	件数	区の考え方
35	p93 貴重品・思い出の品等が所有者に引き渡されることは重要だと思うが、環境省の「公費解体・撤去マニュアル」では、「家屋内に残置された家財・家電等のうち、貴重品や思い出の品など必要なものは、解体工事前に被災者により持ち出す必要がある。」とされている。そこで、貴重品等は被災者自身が事前に持ち出すのが原則であることを補足的に記載してはどうか。	1	いただいた意見を踏まえ、以下のとおり記載内容を修正いたします。 【修正内容】 貴重品・思い出の品等（※）は適切に保管し、所有者等に引渡す機会を提供する。 ※貴重品や思い出の品等必要なものは、解体工事または撤去工事の前に被災者により持ち出す必要がある（環境省「公費解体・撤去マニュアル第5版（令和6年6月）」）。

（7）第3章 継続的な計画の見直し 第3節 今後の取り組み

No	意見要旨	件数	区の考え方
36	p96 周知活動の一環として、災害廃棄物の市民ワークショップを開催している事例があるため、区民への周知方法の1つとして計画に加えて頂きたい。	1	P. 96 中段【区民への周知に関すること】のなかで、「区民への効果的な周知方法の検討」を想定していますが、その意図が伝わるよう以下のとおり修正いたします。
37	p96 災害廃棄物処理ハンドブックのようなわかりやすいパンフ・チラシの発行、動画説明のHPへの掲載等も本計画に位置づけ	2	【区民等への周知に関すること】 ・効果的な周知方法の検討

	実行して頂きたい。		・時期に応じた周知内容の検討
(8) 資料編			
No	意見要旨	件数	区の考え方
38	資料編 P. 3～5 の用語の定義で、現行計画にはあった仮置場の写真が削除されているが、イメージするために有益なので残してほしい。	1	いただいた意見を踏まえ、記載内容を修正いたします。
39	資-7、表の「節」の列、右詰めと中央揃いが混在しているので統一したほうがよい。	1	いただいた意見を踏まえ、記載内容を修正いたします。
40	p37-の記載と「資料3 覚書、協定の一覧」の記載が重複している。本文中に記載しているのであれば資料3は不要ではないか。	1	本編 P. 37 では説明文も併記されていることから、資料編では覚書・協定を一覧で参照するため、分かりやすさを重視した記載としております。
41	資-14、資-15 は北区ではなく東京都のデータであり、記載不要と思う。記載するのであれば、地図・表中の北区の部分に枠で囲むなどをするべき。	1	いただいた意見を踏まえ、記載内容を修正いたします。
42	資-18 の地図。真ん中あたり（十条駐屯地？）と右側（豊島5丁目団地のあたり？）に空欄（白）の箇所があるが、これはどういう意味か。	1	白のブロックは焼失棟数0棟や建物不存在を表しております。しかし資料編 P. 18 の凡例では5棟未満は青となっていたことから、白色で「該当なし」を表す旨の凡例を追記いたします。
43	資-21 では、「（5）仮置場等の必要面積の算定」とある。他方、資-29 では、「（5）一次仮置場の必要面積の算定」とある。地震と水害では発生する廃棄物に差があると想定されるから、それぞれ計算するのは適切であると思う。ただ、地震の場合は「仮置場等」として、一次仮置場だけでなくその他の置場の必要面積を合わせて計算しているのに対し、水害では「一次仮置場」しか計算していない。水害の場合には、地区集積所や二次仮置場を含めた必要面積は算定しなくてよいのか？	1	資料編 P. 21 における「（5）仮置場等の必要面積の算定」は、一次仮置場の必要面積を算定しているものであるため、「（5）一次仮置場の必要面積の算定」に修正いたします。合わせて風水害時の地区集積所必要面積について、資料編に追記いたします。
44	資-22、地区別の災害廃棄物発生量は、実数ではなく単位面積当たりで比較するべきではないか。	1	地域ごとの収集運搬体制を検討するため、今回の改定においては災害廃棄物発生量の実数を記載しております。いただいた意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。

45	資-43、年換算で約 71,456 トンとなっているが、195,769,178g×365.25 日（閏年も考慮）で計算すると、約 71,505 トンとなる。	1	本試算では閏年を考慮しないものとし、災害時の生活ごみ発生量（全体）である 195,769,178g に、365 を乗じて計算しております。
46	資-47、「区内においては、地域によって災害廃棄物の～開設場所を決定する。」という記載部分は資料ではなく本文中に書くべき事項だと思う。	1	本内容については本編 P.67 に同様の記載があり、その内容を資料編で補足説明をしているものとなっております。

（9）計画全体

No	意見要旨	件数	区の考え方
47	p7、p58。「98,314Lのし尿が～」→「98,314L/日のし尿が」とすべきと思う。p59 や資-34 では既にそうになっている。	1	いただいた意見を踏まえ、記載内容を修正いたします。
48	p10 の(2)、p13 の表中及び脚注の「資源化物一次保管場所」という表記は正しいのか？「資源化物”一時”保管場所」ではないのか。	1	いただいた意見を踏まえ、記載内容を修正いたします。
49	「～か月」、「～カ月」、「～ヵ月」という表記が混在しているので統一すべき。たとえば、p52 の図 2-4。p88 の「公費解体範囲の公表」の部分、資-6、資-7 など。	1	いただいた意見を踏まえ、記載内容を修正いたします。

（10）その他

No	意見要旨	件数	区の考え方
50	動画では、一次仮置場の設置時期が「発災 24 時間以内～1 週間」となっているが、「3 日後～3 年」の誤植と思われるので、動画の訂正をお願いしたい。	1	いただいた意見のとおり誤りですので、動画の概要欄において修正を行います。
51	概要版も含めてパブコメを行うべき。	1	本計画策定に合わせ、計画から抜粋した内容で分かりやすい概要版を作成し、区民のみなさまにお知らせさせていただきます。

（11）参考意見

No	意見要旨	件数	区の考え方
52	概要版の「6 災害廃棄物処理フロー」の部分に掲載されている図	1	（本計画案とは直接関連しないため未回答）

	の文字がかすれていて読めない。このような図を掲載するのは不適切なので差し替えるべき。		
53	概要版が、本体の“概要”にはなっていないように思える。「北区一般廃棄物処理計画 2025（案）」の概要版は、文字通り“概要”になっているのでそちらを参考に作り直すべき。	1	（本計画案とは直接関連しないため未回答）